

小松島市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定の期間)

第3条 施行規則第140条の63の7の規定により市が定める期間は、6年とする。

2 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち訪問介護相当サービスと基準緩和型訪問型サービスAを同一事業所の同一建物内において一体的に運営している場合においては、前項の規定に関わらず、当該基準緩和型訪問型サービスAに対する指定期間の満了日を訪問介護相当サービスの指定期間の満了日とすることができるものとする。

3 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち通所介護相当サービスと基準緩和型通所型サービスAを同一事業所の同一建物内において一体的に運営している場合においては、前項の規定に関わらず、当該基準緩和型通所型サービスAに対する指定期間の満了日を通所介護相当サービスの指定期間の満了日とすることができるものとする。

(指定の申請)

第4条 法第115条の45の5第1項の規定により指定を受けようとする者は、施行規則第140条の63の5第4項に規定する厚生労働大臣が定める様式により申請をするものとする。

(指定事業者の指定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合においては、当該申請をした者について事業者の指定の適否を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定により審査した結果、事業者の指定を行うときは、当該申請をした者に事業者指定通知書（様式第1号）により、指定を行わないときは、事業者指定申請却下通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の拒否)

第6条 市長は、前条に規定する事業者の指定を行うことにより、小松島市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合、その他の市における

地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、当該事業者の指定をしないことができる。

(変更の届出等)

第7条 指定事業者は、指定の申請内容に変更があったときは、10日以内に市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに市長に届け出なければならない。

3 指定事業者は、当該指定に係る事業を再開しようとするときは、当該再開しようとする日の10日以内に市長に届け出なければならない。

4 前3項に規定する届出は、施行規則第140条の62の3第3項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

5 指定事業者は、総合事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の1月以内に当該サービスを受けていた者であって、当該総合事業の廃止又は休止の日以降においても引き続き当該サービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、第1号介護予防支援事業を行う事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(指定の更新)

第8条 指定事業者は、法第115条の45の6第4項の規定により準用する法第115条の45の5第1項の規定により指定の更新を受けようとするときは、施行規則第140条の63の5第4項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、事業所の指定の更新を行うときは、当該申請をした者に事業者指定更新通知書(様式第3号)により、指定の更新を行わないときは、事業者指定更新申請却下通知書(様式第4号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定の更新を受けた指定事業者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、指定取消(効力停止)通知書(様式第5号)により当該指定事業者に通知するものとする。

(事業者情報の提供)

第10条 市長は、第4条から前条までの各規定による指定及び指定の更新、届出の受理、指定の取消し若しくは効力の停止(以下この条において、「指定等」という。)をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を徳

島県、国民健康保険団体連合会その他の関係機関に提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請をした者及び主たる事業所の所在地並びに代表者及び役員に関する情報
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日（事業廃止年月日，事業休止年月日，事業再開年月日，指定取消年月日又は指定停止年月日）
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他市長が必要と認める事項
(委任)

第11条 この要綱に規定するもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

(有効期間の特例)

2 平成29年3月31日までにこの要綱により指定を受けた事業者は、この要綱の規定にかかわらず、当該指定の有効期間の満了の日は、平成30年3月31日とする。

(基準緩和型訪問型サービスAの指定の特例)

3 この要綱により平成30年2月28日までに、新規申請又は更新申請を行い、平成30年4月1日付けで介護予防訪問介護相当サービスの事業所の指定を受けた事業所が、基準緩和型訪問型サービスAを一体的に実施する場合は、基準緩和型訪問型サービスAの指定も受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月5日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月31日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月28日より施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。